

所沢市建設工事低入札価格取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、所沢市が発注する建設工事に係る入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定により行う競争入札に限る。）について、低入札価格調査における落札者（所沢市建設工事一般競争入札運用基準（平成20年4月1日施行）第13条第1項に規定する落札候補者を含む。以下同じ。）を決定するために必要な事項を定め、もって品質の低下及び下請業者等へのしわ寄せを未然に防止し、適正な履行の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 令第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）又は令第167条の10の2第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者（第3号においてこれらの者を「最低価格入札者等」という。）により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために実施する調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- (3) 失格基準価格 最低価格入札者等により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断する基準となる価格をいう。
- (4) 低価格入札者 埼玉県総合評価方式活用ガイドラインによる失格判断に該当しない者で、調査基準価格未満、かつ、失格基準価格以上の価格をもって入札をしたものをいう。
- (5) 第1順位者 低価格入札者のうち、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインによる評価値が最も高い者をいう。
- (6) 失格 低入札価格調査の実施その他の手続の結果、落札者としなないことをいう。
- (7) 競争入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。

(対象となる入札)

第3条 削除

(調査基準価格の設定)

第4条 調査基準価格は、次に掲げる基準により設定するものとする。

- (1) 設計金額算出の基礎となった次のアからエまでの額の合計額に100分の110を乗じて得た額。ただし、当該額が設計金額に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは10分の9.2を乗じて得た額とし、設計金額に10分の7.5

を乗じて得た額に満たないときは10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（1円未満切捨て）

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額（1円未満切捨て）

(2) 前号の規定により算出した額に1円未満の額が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、同号ただし書に規定する設計金額に10分の7.5を乗じて得た額に1円未満の額が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認めるときは、設計金額の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める額を調査基準価格とする。

（失格基準価格）

第5条 失格基準価格は、次に掲げる基準により設定するものとする。ただし、入札執行者が適当でないと判断するものについては、失格基準価格を設けないことができる。

(1) 設計金額算出の基礎となった次のアからエまでの額の合計額に100分の110を乗じて得た額。ただし、当該額が設計金額に10分の7を乗じて得た額に満たないときは、10分の7を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額（1円未満切捨て）

イ 共通仮設費の額に10分の7.5を乗じて得た額（1円未満切捨て）

ウ 現場管理費の額に10分の7.5を乗じて得た額（1円未満切捨て）

エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額（1円未満切捨て）

(2) 前号の規定により算出した額に1円未満の額が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、同号ただし書に規定する設計金額に10分の7を乗じて得た額に1円未満の額が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(3) 第1号にかかわらず、前条第3号の規定に基づき調査基準価格を設定したときは、設計金額の10分の7以上であって当該調査基準価格未満の範囲内で市長が定める額を失格基準価格とする。

2 失格基準価格未満の価格をもって入札した者は、失格とする。

（入札参加者への周知）

第6条 競争入札の執行に当たっては、入札公告、指名通知等に次の事項を記載するものとする。

(1) 調査基準価格が設定されていること。

(2) 低価格入札者は、低入札価格調査を実施した上で、落札者とするか否かを決定すること。

(3) 低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければならないこと。

(4) 低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに

提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなされ失格となること。

- (5) 失格基準価格が設定されていること。
- (6) 失格基準価格未満の価格をもって入札した者は、失格となること。
- (7) 落札者の決定方法に関すること。
- (8) 第18条に規定する監督体制等の強化に関すること。

(落札者決定の保留)

第7条 入札執行者は、入札の結果、低価格入札者がいたときは、落札者の決定を保留する。

(低入札価格調査対象者)

第8条 入札執行者は、第1順位者のほか複数の低価格入札者がいるときは、次順位者以降、複数の低入札価格調査の対象者（以下「調査対象者」という。）を選定できるものとする。この場合において、入札執行者は、複数の調査対象者の低入札価格調査を並行して実施できるものとする。

(低入札価格調査の実施)

第9条 入札執行者は、調査対象者に対し、別表に定める確認事項について調査を工事主管課へ依頼するものとする。この場合において、調査に当たっては、同表に定める確認資料をもって行うものとする。

(低入札価格調査の期間)

第10条 低入札価格調査の実施に当たっては、原則として開札日から起算して14日以内（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）に調査対象者を落札者とするか否かを決定し、調査対象者に通知するものとする。

(調査対象者を失格とするか否かの決定)

第11条 入札執行者は、第9条の調査の結果（以下「調査結果」という。）に基づき、契約の内容に適合した履行がされるか否かを工事主管課との協議の上判定する。

- 2 入札執行者は、調査結果及び前項の協議の結果に基づき、契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、調査対象者を落札者と決定する。
- 3 入札執行者は、調査結果及び第1項の協議の結果に基づき、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、調査結果及び意見を付し、低入札価格調査委員会において意見を求めるものとする。
- 4 第2項の決定において、調査対象者が法令により健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）に加入する必要があるにもかかわらず、全部又は一部の社会保険等に加入していないときは、失格とする。
- 5 第2項の決定は、第1順位者から順次行い、失格としない決定をしたときは、以下の順位者の決定は、行わない。

6 調査対象者が低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、失格とする。

(調査対象者への通知)

第12条 前条の規定又は低入札価格調査委員会の審査の結果、調査対象者を失格としたときは、入札執行者は、失格とした調査対象者に落札者とししない旨を通知するものとする。

(低入札価格調査委員会の設置)

第13条 第11条第3項の規定により意見を求められた競争入札について、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて審査するため、低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(調査委員会の組織)

第14条 調査委員会の委員長、副委員長及び委員は、所沢市工事請負業者等選定委員会規程（昭和45年訓令第8号）の規定に基づく所沢市工事請負業者等選定委員会の委員長、副委員長及び委員をもってこれに充てる。

(調査委員会の委員長等の職務)

第15条 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査委員会の開催)

第16条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 調査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 緊急かつやむを得ない理由により調査委員会の会議を開催できないときは、調査事項を記載した書面を委員に回付して、調査委員会の会議の開催に代えることができる。

(庶務)

第17条 調査委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(監督体制等の強化)

第18条 現場代理人は、他の建設工事の現場代理人を兼務することはできないものとする。

2 工事主管課は、契約締結後、施工台帳の写しの提出を求め、必要に応じてその内容のヒアリングを行うとともに、監督業務を強化し、厳格な検査を実施することにより、適正な施工の確保に努めるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月26日）

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 9 日）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 20 日）

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 10 月 30 日）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 6 日）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 12 日）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 9 日）

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 21 日）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 7 日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う契約について適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行う契約については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

	確認事項	確認資料
1	入札金額の決定理由	入札金額の決定理由書
2	入札金額見積内訳書の内容	入札金額見積内訳書、代価表等
3	下請予定の状況	下請予定業者等一覧、下請業者等からの見積書、 下請相手が未定の場合は予定額の内訳等
4	入札対象工事現場付近における 手持ち工事の状況	手持ち工事一覧、契約書、仕様書、コリンズの登録 内容確認書等
5	同種・類似の手持ち工事の状況	手持ち工事一覧、契約書、仕様書、コリンズの登録 内容確認書等
6	入札対象工事現場と営業所、倉 庫等との地理的關係	地図、営業所一覧等
7	手持ち資材の状況	手持ち資材一覧、資材の購入伝票等
8	手持ち機械の状況	手持ち機械一覧、使用する重機の車検証等
9	資材等購入予定先及び入札者と 資材等購入予定先との関係	資材購入先一覧、資材業者からの見積書、購入伝 票等
10	労務者の具体的調達見通し	労務者確保計画、経営事項審査結果通知書、 現場付近の営業所の職員名簿等
11	過去に施工した公共工事 （同種・類似）の実績	契約書、仕様書、図面、コリンズの登録内容確認書 等
12	過去に施工した公共工事 （同種・類似）の成績	完成検査結果通知書（所沢市の工事以外の工事に あつては公共工事発注者に照会したもの）、工事成 績評価結果通知書等
13	下請代金及び資材代金等の支 払遅延、不払等の状況	過去の工事に係る下請契約書、支払を証する領収 書、振込証明書等
14	社会保険等の加入状況	社会保険等の加入状況通知書、社会保険等の適用 除外に関する誓約書等
15	労働環境の状況	労働環境把握チェックシート、最低労務賃金単価 見込報告書、最低労務賃金単価報告書
16	その他必要な事項	その他必要と判断される資料